

第7回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和4年11月18日（金） 午前10時00分～午前10時20分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 5階会議室

3 出席者

(公益代表委員) 杭田委員、齋藤委員、高橋委員、細田委員、丸山委員

(労働者代表委員) 小菅委員(欠席)、小林委員、佐々木委員(欠席)、原委員

(使用者代表委員) 菊池委員、熊谷委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員(欠席)

(事務局) 稲原局長、市川労働基準部長、菅原賃金室長、佐々木賃金室長補佐

4 議 事

(1) 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問、審議、採決及び答申)

(2) その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から小林齊委員、使用者代表委員から瀬川浩昭委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

(1) 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問、審議、採決及び答申)

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）「岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）」です。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

11月1日の第6回本審で答申をいただきました岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について、同日付けで異議の申出公示を行ってありましたところ、締切日までの間に、自動車小売業に勤める労働者から岩手県自動車小売業最低賃金に係る異議申出書が提出されております。異議の申出がありますと、最低賃金法第15条第3項に基づき最低賃金審議会に異議の申出について意見を求めることになっております。

審議の結果、原答申どおり決定するとの結論に至った場合は、本日、官

報公示手続きに入り、手続きが順調に進みますと12月2日（金）の官報に掲載され、令和5年1月1日（日）に法定発効されることとなります。

審議の結果、仮に金額を変更する内容の答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行うこととなりますので、1月1日の改正発効は変更されるということとなります。

なお、鉄鋼、光学及び電気の特定期（産業別）最低賃金については、異議申出がありませんでしたので、昨日、官報公示手続きに入り、手続きが順調に進みますと12月1日（木）の官報に掲載され、令和4年12月31日（土）に法定発効されることとなります。

○丸山会長

只今、事務局から異議の申出に関する手続きの説明がありました。ご理解いただけたいと思いますので諮問をお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（労使双方から、はいの声。）

<諮問>

稲原局長が岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問文を読み上げ丸山会長に諮問文が手交された（最低賃金法第15条（特定最低賃金の決定等））。

○丸山会長

それでは、事務局から異議の申出について説明をお願いします。

○事務局

資料No.1をご覧ください。

令和4年11月16日、関係労働者から、岩手地方最低賃金審議会あてに「岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定の意見について異議申出書」が提出されております。申出要旨を読み上げて報告させていただきます。

（申出要旨を読み上げ報告した。）

申出書に書かれている自動車整備士専門の労働者派遣事業者の公表されたデータとは何かということを確認しましたところ、株式会社レソリューションという会社がありまして、自動車整備士専門の派遣を行っていて、近くは仙台営業所がありますが、岩手にもその会社から派遣が行われているとのことでした。その会社がインターネットで公表している「労働者派遣事業に関わる情報」からのデータを参考にしたということでした。

○丸山会長

ただ今の説明についてご質問はありますか。

（質問はなかった。）

それでは審議に入りたいと思います。審議の進め方についてですが、まず申出書について、高橋専門部会長から専門部会での審議を踏まえての受け止め、ご意見をお伺いしたいと思います。その後、労使双方からも受け止め、ご意見をお聞きして、その後必要に応じて意見交換を行いながら意見集約を図りたいと考えております。

ではまず、高橋部会長の方からご発言をお願いします。

○高橋部会長

岩手県自動車小売業最低賃金専門部会について申し上げます。

当該専門部会は第2回、第3回とも、労使ともに真摯に審議に臨み、審議を尽くした結果、全会一致で結審に至りました。また、自動車整備業に限らず、同じ事業場内で特定（産業別）最低賃金の適用となる営業職や受付など当該産業の基幹的労働者全般の賃金について考え、さらには、新車小売業、中古車小売業、自動車部分品・付属品小売業といった自動車小売業界全体についての審議を行ったものです。したがって審議結果は適正であると考えております。

○丸山会長

専門部会長の認識をお伺いしました。次に労働者側からご発言をお願いします。

○原委員

担当の小菅委員が本日欠席のため、私からお話しさせていただきます。

部会長のお話しにもあったとおり、自動車小売業の中でしっかりと審議をされて、全会一致で決定したということですので、全会一致を尊重し、決定した結果のとおりになりたいと考えております。以上です。

○丸山会長

それでは使用者側からお願いします。

○藤田委員

自動車小売業の景況感については、最近の統計データの発表がありました。県内の10月の新車登録台数は、9月が対前年同月比121.7%で、13か月ぶりに100%を超えました。10月は少し下がりましたが、118.1%という状況ではありますが、新型コロナの流行に伴う部品の調達難しさ、また、世界的な半導体不足の影響はまだまだ続いているということで、9月、10月は一旦緩和した状況になり、販売増加になっていると分析されていますが、予断を許さない状況であるというのが一般的な景況感であると考えます。また、今回の異議申出書等の内容を考えますと、主張されていることは分からなくもないですが、基本、特定（産業別）最低賃金の専門部会でのきちんとした審議、そして全会一致という重みを

鑑みますと、私どもは専門部会の意見のとおりだと考えます。なお、参考までですが、異議申出書に書いてありました、自動車整備士の専門学校はないのですが、資格を取れるところは岩手県内にもあると認識しています。昔でいう職業訓練校が何校かあるということを申し添えさせていただきます。

○丸山会長

ほかの委員からご発言、補足等があればお願いします。

(ほかの委員からの発言はなかった。)

概ね、基本的な認識は一致していると受け止めました。私としましては、先ほど部会長の方からもありましたが、自動車整備士に限定した議論ではなく、自動車小売業界全体をとおして審議した訳で、整備士不足の観点、あるいは優秀な人材確保の必要性というのは、専門部会において、特に労働者側から問題提起がされていきました。それも踏まえて全会一致での結論に至っていると確認しておりますので、原答申どおり決定することが妥当であろうと会長としても判断しております。そういう認識でよろしいでしょうか。

(異議はなかった。)

<採決>

それでは、ここまでの審議を踏まえて、採決の形で本審議会としての最終的な決定をしたいと思えます。議案は一つで、「原答申とおりに決定することが適当であるか否かについて」ということになります。

<採決結果>

挙手による採決が行われ、賛成10名(公益代表委員4名、労働者代表委員2名、使用者代表委員4名)、反対0名で、原答申(11月1日答申)どおり決定することが適当であることが議決された。

○丸山会長

審議結果を岩手労働局長に答申したいと思えますので、事務局は答申の準備をお願いします。

(答申文(案)が、各委員に配付された。)

答申文(案)が配付されたと思えますので内容をご確認願います。

本案をもって、岩手地方最低賃金審議会の答申文としてよろしいかどうか、委員の皆様にお諮りいたします。

(反対はなく、答申文(案)が承認された。)

<答申>

丸山会長が岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申文を読み上げ、稲原局長に答申文が手交された(最低賃金法第15

条（特定最低賃金の決定等）。

○局長

答申に基づき速やかに公示手続きを進めてまいります。

(2) その他

○丸山会長

次に議題（2）「その他」に入ります。事務局に用意している議題はありますか。

○事務局

ありません。

○丸山会長

皆様から何かありますか。

何もなければこれで議事を終了します。